

手数料表

令和 5 年 8 月 1 日改正

1 受付手数料

申し受けないものとする。

2 上限制紹介手数料

就職が決定した場合には、求人者から、次の額の紹介手数料を、採用された月の月末に請求するものとし、翌月の月末までに申し受けるものとする。

紹介手数料は当該求職者の就職後 6 ヶ月間に支払われる賃金（通勤手当、住宅手当、超過勤務手当等の諸手当を除く額）の

10%（消費税相当分を含む。）

とし、別途、消費税を加算するものとする。

3 返戻金制度

求職者の都合により採用後 6 ヶ月未満で退職した場合、紹介手数料のうち、次の金額を求人者に返還するものとする。

① 採用日～ 3 ヶ月未満 全額返金（100%）

② 3 ヶ月以上～ 6 ヶ月未満 半額返金（50%）

なお、求人者の責めによる退職、解雇もしくは求職者の死亡等の不測の事態による退職の場合は返還しないものとする。

許可番号 13-ユ-303439

所在地 東京都新宿区市ヶ谷左内町29-4

事業所名 弥生共済会・人材情報課